

軽度者に対する福祉用具貸与にかかるQA(平成24年4月改訂版)

【制度の趣旨】

Q1 平成19年4月における制度改正の概要は、どのようなものか。

A1 要支援1・2、要介護1の被保険者の福祉用具貸与の利用については、当該認定区分が比較的軽度の状態像の者が多いことから、平成18年4月から車いす、特殊寝台等の一部の福祉用具の保険給付が原則としてできないこととなっていました。

このうち、要介護認定調査における認定調査票の基本調査項目によって利用できる者の状態像を確認することとなっておりましたが、平成19年4月の改正により認定調査票の基本調査項目において該当しない者についても当該告示の状態像に相当することが見込まれることを医師が医学的所見を行い、サービス担当者会議により当該福祉用具の必要性を判断し、書面等確認できる方法にて保険者が確認することで、利用できることとなりました。

【要件】

Q2 福祉用具貸与にかかる例外給付の基準はどのようなものか。

A2 A1のとおり、主治医による医学的所見に基づき、告示に定める状態像に相当することが確認された場合であって、サービス担当者会議によりその必要性を判断し、保険者が確認することが要件となります。主治医による医学的所見のみであったり、医学的所見がなくサービス担当者会議での必要性の判断のみであっては例外給付に相当する旨の確認を行うことができませんので、保険給付の対象とすることができません。

Q3 例外給付にはあたらないが、自費負担が困難であることを理由に貸与を受けることができるか。

A3 例外給付に相当する心身状況ではないと判断される場合、当該福祉用具貸与にかかる保険給付はできません。

【理由書作成者】

Q4 福祉用具貸与理由書は誰が作成するのか。

A4 居宅サービス計画を作成する担当者が作成することとなります。

【提出時期】

Q5 要介護認定が無くても提出は可能か。

A5 認定申請日以降の暫定ケアプラン作成にあたり、要介護認定者と同様、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性が判断される場合は福祉用具貸与理由書の提出は可能であり、原則として保険者確認日以降の暫定の貸与を開始することはできます。

ただし、認定が確定する前ですので、非該当認定時や認定確定前の資格喪失等により保険給付を遡及して受けられなくなることがあることを了承する旨の書面をあわせて提出する必要があります。

Q6 現在は市民ではないが、大阪市に転入予定であるときは福祉用具貸与理由書の提出を行うことは可能か？また、転入前の市町村においては福祉用具貸与の例外給付の基準に相当する確認を受けているが、この確認によって大阪市に転入以降も引き続き貸与を受けられるのか。

A6 福祉用具貸与は、他の居宅サービスと同様に被保険者が実際に生活する環境において行われるものです。また、本市の被保険者資格を有する日よりも以前に福祉用具貸与理由書の提出を行っても、当該日付から大阪市を保険者とした福祉用具貸与が可能となるわけではないため、原則として本市への転入日以降の届出をお願いします。

また、転入前の保険者による確認を受けていた場合にあっても、本市に転入後引き続いて当該福祉用具貸与を受ける場合には、大阪市に対してあらためて福祉用具貸与理由書の提出を行う必要があります。

Q7 申出後に必要な福祉用具の増減があったときは、再度の提出が必要か。

A7 サービス担当者会議において計画の変更等を行い、当該福祉用具の必要性を確認する必要があります。よって、例外給付を受けた福祉用具貸与を終了する場合は、作成・提出する必要はありませんが、例外給付品目が増える場合は、その都度福祉用具貸与理由書の提出を行ってください。

Q8 すでに認定調査票の基本調査項目において福祉用具貸与の基準に該当している者もこの届出が必要なのか？

A8 設問のような場合は従前の取扱となるため、福祉用具貸与理由書の作成・提出は不要です。

Q9 福祉用具貸与理由書は一度の届出により、再度の届出は不要となるのか。

A9 要介護認定(区分変更含む)により状態が変更しなかった場合、状態に変更があった場合、認定調査票に変更があった場合は、サービス担当者会議により確認したうえで、ケアプランに記載するだけで理由書の作成・提出は必要ありません。

ただし、サービス担当者会議により福祉用具品目の数量増及び貸与品目の変更があった場合、居宅支援事業者が変更した場合は改めて福祉用具貸与理由書を作成し、保険者へ提出する必要があります。

【主治医の意見】

Q10 主治医意見書に福祉用具貸与の例外基準に相当する類型の記載が無い場合は、福祉用具貸与の給付を受けられるのか。

A10 告示では、主治医から医学的所見を受ける方法として3つ示されています。

(主治医意見書、診断書、サービス担当者会議による記録)

主治医意見書において例外基準に相当する記述がない場合には、他の方法により主治医の所見を確認することとなります。

Q11 主治医から医学的所見を受けたが、告示における例外基準の類型に相当しない旨であった。
サービス担当者会議においては必要である結論であるが、この場合は例外給付の対象とはならないか。

A11 医学的所見において例外的貸与基準の類型に相当しないときは、サービス担当者会議により必要性を判断したとしても保険給付の対象となりません。

【サービス担当者会議】

Q12 福祉用具貸与理由書における記載について、サービス担当者会議の実施をするところを、やむを得ず照会にて担当者会議に代えたときは当該担当者を出席とするのか。

A12 サービス担当者会議に代えた場合にあつては、余白欄にその旨を補記のうえ、出席扱いとしてください。(詳しくは記載要領を参照してください。)

Q12-1 サービス追加・変更が福祉用具貸与のみであるとき、サービス担当者会議の出席対象者は福祉用具貸与事業者のみで良いのか。

A12-1 サービス担当者会議は、ケアプラン全体に渡って調整する目的で行われるべきものであり、変更する一部のサービスのみの事業者による会議はサービス担当者会議と認められません。

【貸与開始の始期】

Q13 被保険者が例外給付の基準に相当する場合であるとき、当該福祉用具貸与を保険給付とすることができるのはいつか。

A13 原則として、保険者が確認を行った日以降に保険給付による貸与が可能となります。

Q14 すでに自費導入を行っていたが、申出日以前に遡及して保険給付をうけることはできるか。

A14 保険給付適用となるのは、原則として保険者が確認を行った日以降となります。

保険給付が必要であつたにもかかわらず、すみやかに提出できなかった理由を確認した結果やむを得ない場合にあつては個別判断となりますが、医学的所見もサービス計画もなく、自己判断により貸与を開始した場合等は遡及の対象となりません。

Q15 他の保険者において定められた様式での届出は可能か。

A15 すみやかに貸与開始しなければならない場合であつて、本市様式と比較し、要件を満たしていれば暫定的に受け付けることは可能ですが、継続して提出する場合にあつては本市様式を使用してください。

Q16 車椅子及び車椅子付属品のみ例外給付を行う場合の『日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者』、つり具の部分を除く移動用リフトのみ例外給付を行う場合の『生活環境において段差の解消が必要と認められる者』については、保険者の確認が必要か否か。

A16 平成12年厚生省告示第95号第25号のイで定めるとおり、該当する基本調査結果がないため、主治医より得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像についてサービス担当者会議を通じた、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーがケアプランに位置づけることにより軽度者においても福祉用具貸与が可能となるため理由書の提出は不要です。

【大阪市暫定ケアプラン取扱との関連】

Q17 認定申請と同時に居宅介護支援事業者が居宅サービス計画作成依頼届と福祉用具貸与理由書を提出し、大阪市からその確認を受けたが、当初の見込みと違う認定結果になったため、大阪市暫定ケアプラン取扱に基づき、遡って自己作成となった。
この場合、自己作成になったことを理由に遡って福祉用具貸与理由書は再提出となるのか。

A17 認定申請と同時に居宅介護支援事業者が作成した福祉用具貸与理由書は、大阪市の確認を受けているため、遡って自己作成になった場合も当該理由書の提出があったものとみなし、再度自己作成としての福祉用具貸与理由書の提出は不要です。

また、自己作成から居宅介護支援事業所に居宅サービス計画作成が変更になる場合については変更後、当該福祉用具の利用開始日までに福祉用具貸与理由書の提出が必要です。

【平成24年度改定関係】

Q18 「自動排泄処理装置」が、貸与種目に追加となったが、「特殊尿器」の購入(販売)は一切できないのか？

A18 制度上、「特殊尿器」という名称はなくなります。

本体部分が「自動排泄処理装置」として新たに「貸与」に位置づけられ、チューブやタンク等、尿や便が触れる(経路)部分が「販売」として「自動排泄処理装置の交換可能部品」として位置づけられます。

よって、本体部分についても、購入(販売)対象にはなりません。

Q19 自動排泄処理装置は要支援1でも貸与可能か？

A19 自動排泄処理装置については要支援1、要支援2及び要介護1に加えて要介護2、要介護3の方も、原則対象外です。

ただし、ここでいう「自動排泄処理装置」は、尿のみを自動的に吸引する機能のものは除きます。

また、対象外の方であっても平成12年厚生省告示第95号第25号のイで定める状態像に該当する場合、もしくは、「福祉用具貸与理由書」の提出により保険者が確認した場合は貸与可能です。